



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

- \*9 和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の  
施行に関する規則の一部を改正する規則 (情報政策課) ..... 2
- \*10 化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (食品・生活衛生課) ..... 2
- \*11 和歌山県認定こども園の手続等に関する規則の一部を改正する規則 (子ども未来課) ..... 2
- \*12 和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則 (会計課) ..... 20

### ○ 告示

- 272 関西広域連合と和歌山県との間の公平委員会に係る事務の委託に関する規約 (政策審議課) ..... 20
- 273 平成27年度及び平成28年度県庁舎(本館)電力調達並びに平成27年度及び平成28年度県  
庁舎(南別館)電力調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (管財課) ..... 21
- 274 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可申  
請 (環境管理課) ..... 24
- 275 身体障害者福祉法による医師の指定 (障害福祉課) ..... 30
- 276 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効 (薬務課) ..... 31
- 277 平成27年度計量器定期検査 (商工観光労働総務課) ..... 31
- 278 美浜町土地改良区の定款変更の認可 (農業農村整備課) ..... 34
- 279 土地改良事業の変更の認可 ( " ) ..... 34
- 280 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための検査の実施 (畜産課) ..... 34
- 281 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための注射の実施 ( " ) ..... 36
- 282 保安林予定森林 (森林整備課) ..... 37
- 283 保安林の指定施業要件の変更 ( " ) ..... 37
- 284 基本測量の実施 (技術調査課) ..... 38
- 285 公共測量の終了 ( " ) ..... 38
- 286 基本測量の終了 ( " ) ..... 38
- 287 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) ..... 38
- 288 和歌山県河川砂防情報システム改良業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格  
等 ( " ) ..... 39
- \*289 平成15年和歌山県告示第428号(指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関  
の名称及び事務取扱店舗等)の一部改正 (会計課) ..... 42

### ○ 選挙管理委員会告示

- 28 平成27年和歌山県選挙管理委員会告示第26号(衆議院小選挙区選出議員選挙における各候  
補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨)の訂正 ..... 42

### ○ 公告

- 入札公告 (管財課) ..... 42
- " ( " ) ..... 45
- " (砂防課) ..... 49

## 規 則

## 和歌山県規則第9号

和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規則（平成18年和歌山県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び別表第2」を削り、「これらの表」を「同表」に改める。

第4条第1項中「及び別表第2」を削り、「これらの表」を「同表」に改め、同条第3項を削る。

第5条及び第6条中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第7条及び第8条中「別表第4」を「別表第3」に改める。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とし、別表第4を別表第3とする。

附 則

この規則は、平成27年3月31日から施行する。

## 和歌山県規則第10号

化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

化製場等に関する法律施行細則（昭和59年和歌山県規則第86号）の一部を次のように改正する。

第7条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

に規定する幼保連携型認定こども園から200メートル以内の場所

別記第1号様式中「あつては」を「あつては」に改める。

別記第2号様式中「あつては」を「あつては」に、「寄付行為」を「寄附行為」に改める。

別記第3号様式中「（第4条関係）」を「（第5条関係）」に、「あつては」を「あつては」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 和歌山県規則第11号

和歌山県認定こども園の認定手続等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県認定こども園の認定手続等に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県認定こども園の認定手続等に関する規則（平成18年和歌山県規則第77号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

第1条中「法」という。)の次に「の施行に関し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令(平成26年政令第203号)」を加え、「の規定に基づき、認定こども園の認定手続等に関し」を「に定めるもののほか」に改める。

第2条の見出しを「(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の申請)」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、法第3条第1項又は第3項の認定を受けようとする者が国(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。)及び市町村である場合にあっては、第9号及び第10号に掲げる書類の添付を要しない。

第2条第2項第5号中「計画」を「計画書」に改め、同項第8号を同項第11号とし、同項第7号を同項第8号とし、同号の次に次の2号を加える。

(9) 設置者及びその役員の経歴を証する書類

(10) 法第3条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書(別記第2号様式)

第2条第2項第6号中「計画」を「計画書」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 保育者の資質の向上等の計画書

第3条第2項中「別記第2号様式」を「別記第3号様式」に改める。

第11条を第15条とする。

第10条第1号中「子どもを育てる能力」を「子育てを自ら実践する力」に改め、同条を第14条とする。

第9条第4号中「研修の機会を確保できるよう、研修計画を作成し、及び実施する」を「適切な研修計画を作成し、研修を実施するとともに、当該認定こども園の職員の研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組立て等に配慮する」に改め、同条を第13条とする。

第8条第2号中「に固有の事情」を削り、「内容」を「事項」に改め、同条を第12条とする。

第7条中「別記第5号様式」を「別記第13号様式」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(幼保連携型認定こども園審議会)

第11条 幼保連携型認定こども園審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の全員が新たに任命された後最初に開催される会議は、知事が招集する。

6 会長は、会議の議長となる。

7 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

8 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 審議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

10 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第6条第1項中「第7条」を「第29条」に、同条第2項中「第7条第2号」を「第29条第2号」に、同条第3項中「第7条第3号」を「第29条第3号」に、同条第4項中「第8条第1項」を「第30条第1項」に、「別記第4号様式」を「別記第12号様式」に改め、同条を第9条とする。

第5条中「第6条第1号」を「第28条第1号」に、「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数」を「法第4条第1項第4号に規定する保育を必要とする子ども以外の子どものに係る利用定員に100分の5を乗じて得た数」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加え、同条を第8条とする。

2 省令第28条第2号の知事が定める変更は、管理運営等に関することの変更以外の変更とする。

第4条第1項中「第7条第1項」を「第29条第1項又は省令第15条第2項」に、「別記第3号様式」を「別記

第11号様式」に改め、同条を第7条とする。

第3条の次に次の3条を加える。

（幼保連携型認定こども園の設置の届出又は認可の申請）

第4条 法第16条及び第34条第3項の規定による幼保連携型認定こども園の設置の届出は、認定こども園設置届出書（別記第4号様式）により行わなければならない。

2 法第17条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の設置の認可の申請は、認定こども園設置認可申請書（別記第5号様式）により行わなければならない。

3 第1項の認定こども園設置届出書及び前項の認定こども園設置認可申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、市町村が設置しようとする幼保連携型認定こども園に係る認定こども園設置届出書にあつては、第11号及び第12号に掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 学級の編制及び職員の数等の基準を満たすことを証する書類
- (2) 職員の資格を証する書類
- (3) 認定こども園の長、副園長及び教頭となるべき者の経歴を証する書類
- (4) 設備の基準を満たすことを証する書類
- (5) 施設の位置図、付近の見取図、園地、園舎その他設備の規模及び構造を記載した書類並びにその図面
- (6) 教育及び保育に関する計画書
- (7) 子育て支援事業の実施に関する計画書
- (8) 管理運営等に関する書類
- (9) 園則
- (10) 経費の見積り及び維持方法を記載した書類
- (11) 設置者及びその役員の経歴を証する書類
- (12) 法第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書（別記第6号様式）
- (13) その他知事が必要と認める書類

（幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の届出又は認可の申請）

第5条 法第16条の規定による幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の届出は、認定こども園廃止（休止）届出書（別記第7号様式）により行わなければならない。

2 法第17条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の認可の申請は、認定こども園廃止（休止）認可申請書（別記第8号様式）により行わなければならない。

（幼保連携型認定こども園の設置者の変更の届出又は認可の申請）

第6条 法第16条の規定による幼保連携型認定こども園の設置者の変更の届出は、認定こども園設置者変更届出書（別記第9号様式）により行わなければならない。

2 法第17条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可の申請は、認定こども園設置者変更認可申請書（別記第10号様式）により行わなければならない。

3 第1項の認定こども園設置者変更届出書及び前項の認定こども園設置者変更認可申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、認定こども園設置者変更届出書にあつては、第4号及び第5号に掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 変更前及び変更後の園地、園舎その他設備の規模及び構造を記載した書類並びにその図面
- (2) 変更前及び変更後の園則
- (3) 変更前及び変更後の経費の見積り及び維持方法を記載した書類
- (4) 変更後の設置者及びその役員の経歴を証する書類
- (5) 法第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書（別記第6号様式）
- (6) その他知事が必要と認める書類

別記第1号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

別記第1号様式 (第2条関係)

和歌山県知事 様 年 月 日

申請者 住所 氏名又は名称 印  
(法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)

認定こども園認定申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第7号）第4条第1項の規定により、認定こども園の認定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

認定こども園の名称						
既存の施設（認定後本拠となる施設を左側に記載する。）	名 称					
	郵便番号					
	所在地					
	電話番号					
	ファックス番号					
	電子メールアドレス					
	施設の種別					
	定 員	人		人		
認定こども園の長の氏名						
利 用 定 員	区 分	乳児（満1歳未満）	幼児（満3歳未満）	幼児（満3歳以上）	小 計	計
	保育を必要とする子ども	人	人	人	人	人
	保育を必要とする子ども以外の子ども	人	人	人	人	
定員の弾力化の有無		有 ・ 無		事業開始予定年月日	年 月 日	
教育及び保育の目標及び主な内容						
実施する子育て支援事業の名称及び内容						

添付書類

- 1 職員の配置の基準を満たすことを証する書類
- 2 職員の資格の基準を満たすことを証する書類
- 3 施設の整備の基準を満たすことを証する書類
- 4 施設の位置図、付近の見取図及び施設の面積が分かる平面図
- 5 教育及び保育に関する計画書
- 6 保育者の資質の向上等の計画書
- 7 子育て支援事業の実施に関する計画書
- 8 管理運営等に関する書類
- 9 設置者及びその役員の経歴を証する書類
- 10 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書（別記第2号様式）
- 11 その他知事が必要と認める書類

別記第2号様式(第2条関係)

## 誓約書

年 月 日

和歌山県知事 様

下記に掲げる就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第3条第5項第4号イからチまでの規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

申請者 住所  
氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

## 記

## 誓約項目

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項第4号関係)

- 1 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない。
- 2 申請者が、法その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない。  
※ その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの
  - 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)
  - 2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
  - 3 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)
  - 4 生活保護法(昭和25年法律第144号)
  - 5 社会福祉法(昭和26年法律第45号)
  - 6 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
  - 7 介護保険法(平成9年法律第123号)
  - 8 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)
  - 9 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)
  - 10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
  - 11 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)
  - 12 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
- 3 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない。  
※労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの
  - 1 労働基準法(昭和22年法律第49号)第117条、第118条第1項(同法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。)、第119条(同法第16条、第17条、第18条第1項及び第37条の規定に係る部分に限る。)及び第120条(同法第18条第7項及び第23条から第27条までの規定に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定(これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第44条(第4項を除く。))の規定により適用される場合を含む。)
  - 2 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第40条の規定及び同条の規定に係る同法第42条の規定
  - 3 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)第18条の規定及び同条の規定に係る同法第20条の規定
- 4 申請者が、法第7条第1項の規定により認定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない(当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。5において同じ。))又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人(以下4において「役員等」という。))であつた者が当該取消の日から起算して5年を経過しない場合を含み、当該認定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該事業の管理者であつた者が当該取消の日から起算して5年を経過しない場合を含む。))。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、4本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが、相当であると認められるものとして主務省令で定めるも

のに該当する場合を除く。

※認定の取消しに該当しないこととすることが、相当であると認められるものとして主務省令で定めるもの

都道府県知事(法第3条第1項又は第3項の規定により都道府県の教育委員会が認定こども園の認定を行う場合にあっては、都道府県の教育委員会)が法第30条第2項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認定の取消しの処分理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該認定こども園の設置者が当該認定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るもの

- 5 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下5において同じ。)の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの(以下5において「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの)のうち、当該申請者と主務省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、法第7条1項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、5本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

※1 申請者の親会社等

- 1 申請者の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超える者
- 2 申請者(株式会社である場合に限る。)の議決権の過半数を所有している者
- 3 申請者(持分会社(会社法(平成17年法律第86号)第575条第1項に規定する持分会社をいう。)である場合に限る。)の資本金の過半数を出資している者
- 4 申請者の事業の方針の決定に関して、1から3までに掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

※2 申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの

- 1 申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超える者
- 2 申請者の親会社等(株式会社である場合に限る。)が議決権の過半数を所有している者
- 3 申請者の親会社等(持分会社(会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。)である場合に限る。)が資本金の過半数を出資している者
- 4 事業の方針の決定に関する申請者の親会社等の支配力が1から3までに掲げる者と同等以上と認められる者

※3 主務省令で定める申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの

- 1 申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超える者
- 2 申請者(株式会社である場合に限る。)が議決権の過半数を所有している者
- 3 申請者(持分会社である場合に限る。)が資本金の過半数を出資している者
- 4 事業の方針の決定に関する申請者の支配力が1から3までに掲げる者と同等以上と認められる者

※4 主務省令で定める密接な関係を有する法人

- 1 申請者の重要な事項に係る意思決定に関与し、又は申請者若しくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に関与している者であること。
- 2 法第3条第1項又は第3項の規定により認定を受けた施設の設置者であること。

※5 認定の取消しに該当しないこととすることが、相当であると認められるものとして主務省令で定めるもの

都道府県知事(法第3条第1項又は第3項の規定により都道府県の教育委員会が認定こども園の認定を行う場合にあっては、都道府県の教育委員会)が法第30条第2項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認定の取消しの処分理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該認定こども園の設置者が当該認定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るもの

- 6 申請者が、認定の申請前5年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした。
- 7 申請者が、法人で、その役員等のうちに1から4まで又は6のいずれかに該当する者がある。
- 8 申請者が、法人でない者で、その管理者が1から4まで又は6のいずれかに該当する。

別記第3号様式 (第3条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所  
氏名又は名称 印  
(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

認定こども園認定有効期間更新申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第7号）第5条第2項の規定により、認定こども園の認定の有効期間を更新したいので、下記のとおり申請します。

記

認定こども園の名称				認定こども園の長の氏名			
既存の施設 (認定後本拠 となる施設を 左側に記載す る。)	名 称						
	郵便番号						
	所在地						
	電話番号						
	ファックス番号						
	電子メールアドレス						
	施設の種別						
前回認定を受けた日		年 月 日					
保育の実施に対する需要の 状況							
利 用 定 員	区 分	乳児 (満1歳未満)	幼児 (満3歳未満)	幼児 (満3歳以上)	小 計	計  人	
	保育を必要とする子 ども	人	人	人	人		
	保育を必要とする子 ども以外の子ども	人	人	人	人		



別記第4号様式(第4条関係)

和歌山県知事

様

年 月 日

届出者 住所  
名称  
代表者の氏名

印

認定こども園設置届出書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第7号)第16条及び第34条第3項の規定により、認定こども園の設置を行いたいので、下記のとおり関係書類及び図面を添えて届け出ます。

記

認定こども園の名称						
目 的						
郵便番号		所在地				
電話番号		ファックス番号				
電子メールアドレス						
申請前の施設						
認定こども園の長の氏名					定員	
利 用 定 員	区 分	乳児(満1歳未満)	幼児(満3歳未満)	幼児(満3歳以上)	小 計	計
	保育を必要とする子ども	人	人	人	人	人
保育を必要とする子ども以外子ども	人	人	人	人		
定員の弾力化の有無		有 ・ 無		開設予定年月日	年 月 日	
教育及び保育の目標及び主な内容						
実施する子育て支援事業の名称及び内容						

添付書類

- 1 学級の編制及び職員の数等の基準を満たすことを証する書類
- 2 職員の資格を証する書類
- 3 認定こども園の長、副園長及び教頭となるべき者の経歴を証する書類
- 4 設備の基準を満たすことを証する書類
- 5 施設の位置図、付近の見取図、園地、園舎その他設備の規模及び構造を記載した書類並びにその図面
- 6 教育及び保育に関する計画書
- 7 子育て支援事業の実施に関する計画書
- 8 管理運営等に関する書類
- 9 園則
- 10 経費の見積り及び維持方法を記載した書類
- 11 その他知事が必要と認める書類

別記第5号様式中「第7条」を「第10条」に、「和歌山県認定こども園の認定手続等に関する規則」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則」に、

認定こども園の名称	を	認定こども園の名称	に改め、
郵便番号		郵便番号	
所在地		所在地	
電話番号		電話番号	
ファックス番号		ファックス番号	
電子メールアドレス		電子メールアドレス	

同様式を別記第13号様式とし、別記第4号様式の次に次の8様式を加える。

別記第5号様式 (第4条関係)

和歌山県知事

様

年 月 日

申請者 住所  
名称  
代表者の氏名

印

認定こども園設置認可申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第7号）第17条第1項の規定により、認定こども園の設置の認可を受けたいので、下記のとおり関係書類及び図面を添えて申請します。

記

認定こども園の名称						
目 的						
郵便番号		所在地				
電話番号		ファックス番号				
電子メールアドレス						
申請前の施設						
認定こども園の長の氏名					定員	
利 用 定 員	区 分	乳児 (満1歳未満)	幼児 (満3歳未満)	幼児 (満3歳以上)	小 計	計
	保育を必要とする子ども	人	人	人	人	人
保育を必要とする子ども以外子ども	人	人	人	人		
定員の弾力化の有無		有 ・ 無		開設予定年月日	年 月 日	
教育及び保育の目標及び主な内容						
実施する子育て支援事業の名称及び内容						

添付書類

- 1 学級の編制及び職員の数等の基準を満たすことを証する書類
- 2 職員の資格を証する書類
- 3 認定こども園の長、副園長及び教頭となるべき者の経歴を証する書類
- 4 設備の基準を満たすことを証する書類
- 5 施設の位置図、付近の見取図、園地、園舎その他設備の規模及び構造を記載した書類並びにその図面
- 6 教育及び保育に関する計画書
- 7 子育て支援事業の実施に関する計画書
- 8 管理運営等に関する書類
- 9 園則
- 10 経費の見積り及び維持方法を記載した書類
- 11 設置者及びその役員の経歴を証する書類
- 12 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書 (別記第6号様式)
- 13 その他知事が必要と認める書類

別記第6号様式(第4条関係、第6条関係)

## 誓約書

年 月 日

和歌山県知事 様

下記に掲げる就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第17条第2項各号の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

申請者 住所  
名称  
代表者の氏名



## 記

## 誓約項目

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号関係)

- 1 申請者が、法その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない。
  - ※ その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの
    - 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)
    - 2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
    - 3 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)
    - 4 生活保護法(昭和25年法律第144号)
    - 5 社会福祉法(昭和26年法律第45号)
    - 6 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
    - 7 介護保険法(平成9年法律第123号)
    - 8 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)
    - 9 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)
    - 10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
    - 11 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)
    - 12 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
- 2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない。
  - ※労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの
    - 1 労働基準法(昭和22年法律第49号)第117条、第118条第1項(同法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。)、第119条(同法第16条、第17条、第18条第1項及び第37条の規定に係る部分に限る。)及び第120条(同法第18条第7項及び第23条から第27条までの規定に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定(これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第44条(第4項を除く。))の規定により適用される場合を含む。)
    - 2 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第40条の規定及び同条の規定に係る同法第42条の規定
    - 3 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)第18条の規定及び同条の規定に係る同法第20条の規定
- 3 申請者が、法第22条第1項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、3本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。
  - ※認可の取消しに該当しないこととすることが、相当であると認められるものとして主務省令で定めるもの
 

都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長とし、法第34条第1項に規定する公私連携幼保連携型認定こども園に

あつては市町村の長とし、法第35条第1項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務を主務大臣が行う場合にあつては主務大臣とする。)が、法第19条第1項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該幼保連携型認定こども園の設置者が当該認可の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るもの

- 4 申請者が、法第22条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第17条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して5年を経過しない。
- 5 申請者が、法第19条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき法第22条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日(以下「検査日」という。)から10日以内に検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に法第17条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して5年を経過しない。
- 6 申請者が、認可の申請前5年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした。
- 7 申請者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下7において同じ。)又はその長のうちに次のいずれかに該当する者がある。
  - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない。
  - (2) 1、2又は6に該当する。
  - (3) 法第22条第1項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しない(当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、7に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。)。 ※認可の取消しに該当しないこととすることが、相当であると認められるものとして主務省令で定めるもの

都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長とし、法第34条第1項に規定する公私連携型幼保連携型認定こども園にあつては市町村の長とし、法第35条第1項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務を主務大臣が行う場合にあつては主務大臣とする。)が、法第19条第1項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該幼保連携型認定こども園の設置者が当該認可の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るもの

- (4) 4に規定する期間内に法第17条第1項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園(当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。)において、4の通知の日前60日以内にその設置者の役員又はその長であつた者で当該廃止の認可の日から起算して5年を経過しない。

別記第7号様式（第5条関係）

和歌山県知事 様 年 月 日

届出者 市町村長名 印

認定こども園廃止（休止）届出書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第7号）第16条の規定により、下記の認定こども園を廃止（休止）したいので、下記のとおり届け出ます。

記

認定こども園の名称		届出を行った日	年 月 日
郵便番号			
所在地			
電話番号			
ファックス番号			
電子メールアドレス			
廃止・休止の別	廃止	休止	(いずれかに○)
廃止（休止）しようとする理由			
入園している子どもの措置			
廃止(休止)予定年月日	年 月 日 ( ~ 年 月 日 )		

添付書類  
財産の処分に関する書類（廃止の場合のみ）

別記第8号様式 (第5条関係)

和歌山県知事 様 年 月 日

申請者 住所  
名称  
代表者の氏名 印

認定こども園廃止 (休止) 認可申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成 18 年法律第 7 号) 第 17 条第 1 項の規定により、下記の認定こども園を廃止 (休止) したいので、申請します。

記

認定こども園の名称		認可を受けた日	年 月 日
郵便番号			
所在地			
電話番号			
ファックス番号			
電子メールアドレス			
廃止・休止の別	廃止	休止	(いずれかに○)
廃止 (休止) しようとする理由			
入園している子どもの措置			
廃止 (休止) 予定年月日	年 月 日 ( ~ 年 月 日 )		

添付書類  
財産の処分に関する書類 (廃止の場合のみ)

別記第9号様式 (第6条関係)

和歌山県知事

様

年 月 日

届出者 変更前  
市町村長名

印

変更後  
市町村長名

印

認定こども園設置者変更届出書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第7号）第16条の規定により、認定こども園の設置者の変更を行いたいので、下記のとおり関係書類及び図面を添えて届け出ます。

記

	変 更 前	変 更 後
認定こども園の名称		
目 的		
郵 便 番 号		
所 在 地		
電 話 番 号		
ファックス番号		
電子メールアドレス		
変更予定年月日	年 月 日	
変 更 の 理 由		

添付書類

- 1 変更前及び変更後の園地、園舎その他設備の規模及び構造を記載した書類並びにその図面
- 2 変更前及び変更後の園則
- 3 変更前及び変更後の経費の見積り及び維持方法を記載した書類
- 4 その他知事が必要と認める書類



別記第10号様式 (第6条関係)

和歌山県知事

様

年 月 日

申請者 変更前  
住所  
名称  
代表者の氏名

印

変更後  
住所  
名称  
代表者の氏名

印

## 認定こども園設置者変更認可申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第7号）第17条第1項の規定により、認定こども園の設置者の変更を行いたいので、下記のとおり関係書類及び図面を添えて申請します。

## 記

	変 更 前	変 更 後
認定こども園の名称		
目 的		
郵 便 番 号		
所 在 地		
電 話 番 号		
ファックス番号		
電子メールアドレス		
変更予定年月日	年 月 日	
変 更 の 理 由		


## 添付書類

- 1 変更前及び変更後の園地、園舎その他設備の規模及び構造を記載した書類並びにその図面
- 2 変更前及び変更後の園則
- 3 変更前及び変更後の経費の見積り及び維持方法を記載した書類
- 4 変更後の設置者及びその役員の経歴を証する書類
- 5 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書（別記第6号様式）
- 6 その他知事が必要と認める書類

別記第11号様式 (第7条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所  
氏名又は名称   
(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

認定こども園変更届出書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第7号）第4条第1項各号に掲げる事項等について変更したいので、同法第29条第1項又は省令第15条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 施設の名称及び所在地

認定こども園の名称	
郵便番号	
所在地	
電話番号	
ファックス番号	
電子メールアドレス	
施設の種別	

2 変更事項

変更しようとする事項	変更前	変更後

3 変更しようとする理由

4 変更予定年月日

添付書類  
変更の内容が分かる書類

別記第12号様式 (第9条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所  
氏名又は名称



(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

認定こども園運営状況報告書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第30条第1項の規定により、認定こども園の運営状況について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

認定こども園の名称						
郵便番号						
所在地						
電話番号						
ファックス番号						
電子メールアドレス						
施設の種別						
認定こども園の長の氏名						
利用 定 員	区 分	乳児 (満1歳未満)	幼児 (満3歳未満)	幼児 (満3歳以上)	小 計	計
	保育を必要とする子ども	人	人	人	人	人
	保育を必要とする子ども以外の子ども	人	人	人	人	
定員の弾力化の有無		有 ・ 無		事業開始年月日 又は 開設年月日	年 月 日	

添付書類

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例で定める要件に適合していることを証する書類
- 2 教育及び保育に関する書類
- 3 子育て支援事業の実施に関する書類
- 4 管理運営等に関する書類
- 5 その他知事が必要と認める書類

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

## 和歌山県規則第12号

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則（平成7年和歌山県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「及び地方税法」を「、地方税法」に改め、「平成20年」の次に「和歌山県」を、「ふるさと和歌山応援寄附金」という。）の次に「並びに和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）第17条に規定する家賃及び同条例第53条において読み替えて準用する同条例第17条に規定する駐車場の使用料並びに和歌山県修学奨励金貸与条例（平成14年和歌山県条例第37号）第9条第1項に規定する奨学金及び同条第2項に規定する進学助成金の返還金のうち、自動払込による歳入金」を加える。

第8条第1項第1号中「塗まつ」を「塗抹」に改める。

第9条第2項中「以下「収納店」という。」を削る。

第17条中「前項」を「前条」に改める。

第29条第1項中「前条に」を「同条に」に改める。

第39条中「前条第2項」を「同条第2項」に改める。

別記第9号様式中

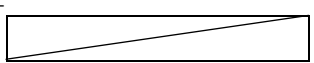
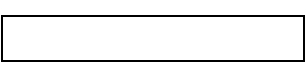
「一時借入（千単位）」を「繰替運用（千単位）」に、

「一時借入金」を「繰替運用」に、

「通知（当行） 定期（当行） 定期（他行）」を

「定期等（当行） 定期等（他行）」に、

「歳計金口預託金」を「歳計現金預託金」に、

「」を「」に改める。

## 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 告 示

## 和歌山県告示第272号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、次のとおり規約を定め、公平委員

会に関する事務の委託を関西広域連合から受けた。

平成27年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

関西広域連合と和歌山県との間の公平委員会に係る事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 関西広域連合（以下「甲」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第2項に掲げる公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を同法第7条第4項の規定により和歌山県（以下「乙」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行の方法については、乙の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲が負担し、これに相当する金額を乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲と乙が協議して定める。この場合において、乙は、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を甲に送付しなければならない。

（補則）

第4条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

### 和歌山県告示第273号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成27年度及び平成28年度県庁舎（本館）電力調達並びに平成27年度及び平成28年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成27年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する調達業務の名称及び数量並びに契約期間

(1) 調達業務の名称及び数量

ア 平成27年度及び平成28年度県庁舎（本館）電力調達

予定調達電力量 1,791,435kWh

イ 平成27年度及び平成28年度県庁舎（南別館）電力調達

予定調達電力量 2,911,327kWh

(2) 契約期間

平成27年7月1日から平成28年6月30日まで（平成27年7月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年を満了する日まで）の1年間とする。ただし、本契約は自治法令第167条の17に規定する長期継続契約であるので、上記契約期間中であっても平成28年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、告示日現在において、次の要件をいずれも満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
  - (2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - (3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
  - (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
  - (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団員排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
  - (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされていない者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (7) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者でないこと。
  - (8) 申請日現在において、5年以上の営業経験を有し、かつ、法人にあっては、原則として、入札に参加を希望する業務種目を法人の目的としていることが、登記事項証明書により確認できる者であること。
  - (9) 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。
  - (10) 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者でないこと。
  - (11) 電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「事業法」という。）第3条第1項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定による届出を行い受理されている特定規模電気事業者であること。
  - (12) 申請日現在において、「和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針」（平成27年2月5日策定）に基づく入札参加資格の要件を満たしている者又は満たしていない者で開札までに入札参加資格の要件を満たす見込である者であること。
  - (13) 特定規模電気事業者の届出をした者にあつては、入札に参加しようとする調達施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。
  - (14) 特定規模電気事業者の届出をした者にあつては、適正な電力供給のための体制が確立されており、供給約款等が整備されている者であること。
  - (15) 特定規模電気事業者の届出をした者にあつては、平成26年度末から過去3年間において1の（1）ア及びイの予定調達電力量を合計した電力量以上の電気を1施設で1年以内に供給した実績がある者であること。
  - (16) 平成24年度に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。）附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号。以下「RPS法」という。）第8条第1項の規定による勧告を受けていない者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとし、その手続等については、別に定める競争入札参加資格申請に関する資料のとおりとする。
    - ア 競争入札参加資格審査申請書
    - イ 業務状況調書
    - ウ 誓約書
    - エ 権限者が営業所長等に委任する場合には、委任状
    - オ 和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書及び確認資料
    - カ 使用印鑑届
    - キ 印鑑証明書

ク 特定規模電気事業者の届出をした者にあつては、次に掲げる書類

(ア) 事業法第16条の2第1項の規定により届出をした者であることを証する書面の写し

(イ) 平成26年度末から過去5年間における契約実績を証する書類の写し

(ウ) 法人にあつては、発行後3か月を経過していない当該法人の商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書

(エ) 直近2年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

(オ) 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 和歌山県が課する県税全税目

c 県内に本店の所在する法人にあつては、当該本店が所在する市町村が課する法人市町村民税

d 支店又は営業所の長に県との取引を委任する法人にあつては、当該支店又は営業所の所在する市町村が課する法人市町村民税

e 個人にあつては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

(カ) 2の（13）から（15）までに掲げる資格を証する書類又はその写し

ケ 返信用封筒（郵便法（昭和22年法律第165号）第67条第2項第3号に規定する定形郵便物の封筒に住所及び名称又は商号を記入し、82円切手を貼付したもの）

(2) (1) のアからカまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、これらの用紙は、平成27年3月20日（金）から同年4月3日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成27年3月20日（金）から同月27日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる所属に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3) の質問に対する回答は、平成27年4月3日（金）午後5時までにファクシミリ又は電話により行うものとする。

#### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成27年3月27日（金）から同年4月10日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

#### 5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県総務部総務管理局管財課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2208

ファクシミリ番号 073-441-2248

#### 6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

#### 7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成27年4月24日（金）までに郵送により送付する。

#### 8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成27年4月28日（火）までに書面により求めるものとする。

- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、平成27年5月8日（金）までに書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

#### 9 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から1年間とする。

#### 10 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、2の要件を満たさない者となったときは、その資格を取り消すものとする。
- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがあるものとする。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。
- ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。
- イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

#### 和歌山県告示第274号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成27年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名  
住所 愛媛県宇和島市丸穂甲1064番地2  
氏名 株式会社ダイニチ  
代表取締役 玉留一
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称  
所在地 和歌山県海南市冷水字大谷325番地15号  
名称 海南シーフードセンター
- (3) 特定施設に関する事項  
別表1-1から1-9までのとおり
- (4) 変更しようとする事項の内容  
別表2及び別表3のとおり

#### 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間



平成27年3月20日から同年4月10日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南市役所

別表1-1

種 類	第3号イ 水産動物原料処理 施設 (変更前)		第3号イ 水産動物原料処理 施設 (変更後)		第3号イ 水産動物原料処理 施設 (変更前)		第3号イ 水産動物原料処理 施設 (変更後)	
	基 数	1		1		1		1
能 力	15-20匹/分		15-20匹/分		15-20匹/分		15-20匹/分	
工事着手予定年月日	既設		既設		既設		既設	
工事完成予定年月日	既設		既設		既設		既設	
使用開始予定年月日	既設		許可後		既設		許可後	
使用時間間隔	06:00-12:00, 18:00-24:00		06:00-12:00, 18:00-24:00		06:00-12:00, 18:00-24:00		06:00-12:00, 18:00-24:00	
1日当たりの使用時間	4時間		8時間		4時間		8時間	
使用の季節的変動	なし		なし		なし		なし	
汚水等の汚染状態	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	pH	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6
	BOD(mg/L)	900	1350	900	1350	900	1350	900
	COD(mg/L)	200	300	200	300	200	300	200
	SS(mg/L)	200	300	200	300	200	300	200
	n-Hex(mg/L)	80	120	80	120	80	120	80
	T-N(mg/L)	70	110	70	110	70	110	70
	T-P(mg/L)	10	20	10	20	10	20	10
汚水等の量(m <sup>3</sup> /日)	4.85	6.31	9.70	12.61	4.85	6.31	9.70	12.61

別表1-2

種 類	第3号イ 水産動物原料処理 施設 (変更前)		第3号イ 水産動物原料処理 施設 (変更後)		第3号イ 水産動物原料処理 施設 (変更前)		第3号イ 水産動物原料処理 施設 (変更後)	
	基 数	1		1		1		1
能 力	20-60匹/分		20-60匹/分		20-60匹/分		20-60匹/分	
工事着手予定年月日	既設		既設		既設		既設	
工事完成予定年月日	既設		既設		既設		既設	
使用開始予定年月日	既設		許可後		既設		許可後	
使用時間間隔	06:00-12:00, 18:00-24:00		06:00-12:00, 18:00-24:00		06:00-12:00, 18:00-24:00		06:00-12:00, 18:00-24:00	
1日当たりの使用時間	6時間		12時間		6時間		12時間	
使用の季節的変動	なし		なし		なし		なし	
汚水等の汚染状態	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	pH	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6
	BOD(mg/L)	900	1350	900	1350	900	1350	900
	COD(mg/L)	200	300	200	300	200	300	200
	SS(mg/L)	200	300	200	300	200	300	200

	n-Hex (mg/L)	80	120	80	120	80	120	80	120
	T-N (mg/L)	70	110	70	110	70	110	70	110
	T-P (mg/L)	10	20	10	20	10	20	10	20
汚水等の量(m <sup>3</sup> /日)		0.18	0.23	0.36	0.47	0.18	0.23	0.36	0.47

別表1-3

種 類	第3号イ 水産動物原料処理 施設(変更前)		第3号イ 水産動物原料処理 施設(変更後)		第3号イ 水産動物原料処理 施設(変更前)		第3号イ 水産動物原料処理 施設(変更後)	
	基 数	1		1		1		1
能 力	40匹/分		40匹/分		15-20匹/分		15-20匹/分	
工事着手予定年月日	既設		既設		既設		既設	
工事完成予定年月日	既設		既設		既設		既設	
使用開始予定年月日	既設		許可後		既設		許可後	
使用時間間隔	06:00-12:00, 18:00-24:00		06:00-12:00, 18:00-24:00		06:00-12:00, 18:00-24:00		06:00-12:00, 18:00-24:00	
1日当たりの使用時間	4時間		8時間		4時間		8時間	
使用の季節的変動	なし		なし		なし		なし	
汚水等の汚染状態	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	pH	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6
	BOD (mg/L)	900	1350	900	1350	900	1350	900
	COD (mg/L)	200	300	200	300	200	300	200
	SS (mg/L)	200	300	200	300	200	300	200
	n-Hex (mg/L)	80	120	80	120	80	120	80
	T-N (mg/L)	70	110	70	110	70	110	70
T-P (mg/L)	10	20	10	20	10	20	10	
汚水等の量(m <sup>3</sup> /日)		2.40	3.12	4.80	6.24	2.40	3.12	4.80

別表1-4

種 類	第3号イ 水産動物原料処理 施設(変更前)		第3号イ 水産動物原料処理 施設(変更後)		第3号イ 水産動物原料処理 施設(変更前)		第3号イ 水産動物原料処理 施設(変更後)	
	基 数	1		1		1		1
能 力	15-20匹/分		15-20匹/分		7-10匹/分		7-10匹/分	
工事着手予定年月日	既設		既設		既設		既設	
工事完成予定年月日	既設		既設		既設		既設	
使用開始予定年月日	既設		許可後		既設		許可後	
使用時間間隔	06:00-12:00, 18:00-24:00		06:00-12:00, 18:00-24:00		06:00-12:00, 18:00-24:00		06:00-12:00, 18:00-24:00	
1日当たりの使用時間	4時間		8時間		4時間		8時間	
使用の季節的変動	なし		なし		なし		なし	
汚水等の汚染状態	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	pH	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6
	BOD (mg/L)	900	1350	900	1350	900	1350	900

	COD(mg/L)	200	300	200	300	200	300	200	300
	SS(mg/L)	200	300	200	300	200	300	200	300
	n-Hex(mg/L)	80	120	80	120	80	120	80	120
	T-N(mg/L)	70	110	70	110	70	110	70	110
	T-P(mg/L)	10	20	10	20	10	20	10	20
汚水等の量(m <sup>3</sup> /日)		2.40	3.12	4.80	6.24	1.20	1.56	2.40	3.12

別表1-5

種 類	第3号イ 水産動物原料処理 施設(変更前)		第3号イ 水産動物原料処理 施設(変更後)		第3号ロ 洗浄施設 (変更前)		第3号ロ 洗浄施設 (変更後)	
	基 数	1		1		1		1
能 力	7-10匹/分		7-10匹/分		10枚/90秒		10枚/90秒	
工事着手予定年月日	既設		既設		既設		既設	
工事完成予定年月日	既設		既設		既設		既設	
使用開始予定年月日	既設		許可後		既設		許可後	
使用時間間隔	06:00-12:00, 18:00-24:00		06:00-12:00, 18:00-24:00		14:00-15:00, 02:00-03:00		13:00-15:00, 01:00-03:00	
1日当たりの使用時間	4時間		8時間		2時間		4時間	
使用の季節的変動	なし		なし		なし		なし	
汚水等の汚染状態	通常	最大	通常	通常	通常	最大	通常	最大
	pH	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6
	BOD(mg/L)	900	1350	900	1350	900	1350	900
	COD(mg/L)	200	300	200	300	200	300	200
	SS(mg/L)	200	300	200	300	200	300	200
	n-Hex(mg/L)	80	120	80	120	80	120	80
	T-N(mg/L)	70	110	70	110	70	110	70
	T-P(mg/L)	10	20	10	20	10	20	10
汚水等の量(m <sup>3</sup> /日)		1.20	1.56	2.40	3.12	0.60	0.77	1.20

別表1-6

種 類	第3号イ 水産動物原料処理 施設(変更前)		第3号イ 水産動物原料処理 施設(変更後)		第3号イ 水産動物原料処理 施設(変更前)		第3号イ 水産動物原料処理 施設(変更後)	
	基 数	2		2		2		2
能 力	魚類2,250kg/日		魚類3,000kg/日		魚類2,250kg/日		魚類3,000kg/日	
工事着手予定年月日	既設		既設		既設		既設	
工事完成予定年月日	既設		既設		既設		既設	
使用開始予定年月日	既設		許可後		既設		許可後	
使用時間間隔	06:00-14:00, 18:00-02:00		06:00-14:00, 18:00-02:00		06:00-14:00, 18:00-02:00		06:00-14:00, 18:00-02:00	
1日当たりの使用時間	12時間		16時間		12時間		16時間	
使用の季節的変動	なし		なし		なし		なし	

汚水等の汚染状態	通常	最大	通常	通常	通常	最大	通常	最大
pH	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6
BOD(mg/L)	900	1350	900	1350	900	1350	900	1350
COD(mg/L)	200	300	200	300	200	300	200	300
SS(mg/L)	200	300	200	300	200	300	200	300
n-Hex(mg/L)	80	120	80	120	80	120	80	120
T-N(mg/L)	70	110	70	110	70	110	70	110
T-P(mg/L)	10	20	10	20	10	20	10	20
汚水等の量(m <sup>3</sup> /日)	14.4	18.72	19.2	24.96	14.4	18.72	19.2	24.96

別表1-7

種 類	第3号口 洗浄施設 (変更前)		第3号口 洗浄施設 (変更後)		第3号口 洗浄施設 (変更前)		第3号口 洗浄施設 (変更後)	
基 数	1		1		1		1	
能 力	魚類4,500kg/日		魚類6,000kg/日		魚類4,500kg/日		魚類6,000kg/日	
工事着手予定年月日	既設		既設		既設		既設	
工事完成予定年月日	既設		既設		既設		既設	
使用開始予定年月日	既設		許可後		既設		許可後	
使用時間間隔	06:00-12:00, 18:00-24:00		06:00-14:00, 18:00-02:00		06:00-12:00, 18:00-24:00		06:00-14:00, 18:00-02:00	
1日当たりの使用時間	12時間		16時間		12時間		16時間	
使用の季節的変動	なし		なし		なし		なし	
汚水等の汚染状態	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
pH	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6
BOD(mg/L)	900	1350	900	1350	900	1350	900	1350
COD(mg/L)	200	300	200	300	200	300	200	300
SS(mg/L)	200	300	200	300	200	300	200	300
n-Hex(mg/L)	80	120	80	120	80	120	80	120
T-N(mg/L)	70	110	70	110	70	110	70	110
T-P(mg/L)	10	20	10	20	10	20	10	20
汚水等の量(m <sup>3</sup> /日)	7.20	9.36	9.60	12.48	7.20	9.36	9.60	12.48

別表1-8

種 類	第3号イ 水産動物原料処理 施設(変更前)		第3号イ 水産動物原料処理 施設(変更後)		第3号イ 水産動物原料処理 施設(変更前)		第3号イ 水産動物原料処理 施設(変更後)	
基 数	2		2		2		2	
能 力	魚類2,250kg/日		魚類3,000kg/日		魚類2,250kg/日		魚類3,000kg/日	
工事着手予定年月日	既設		既設		既設		既設	
工事完成予定年月日	既設		既設		既設		既設	
使用開始予定年月日	既設		許可後		既設		許可後	
使用時間間隔	06:00-14:00, 18:00-02:00		06:00-14:00, 18:00-02:00		06:00-14:00, 18:00-02:00		06:00-14:00, 18:00-02:00	

1日当たりの使用時間	12時間		16時間		12時間		16時間		
使用の季節的変動	なし		なし		なし		なし		
汚水等の汚染状態	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
	pH	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6
	BOD(mg/L)	900	1350	900	1350	900	1350	900	1350
	COD(mg/L)	200	300	200	300	200	300	200	300
	SS(mg/L)	200	300	200	300	200	300	200	300
	n-Hex(mg/L)	80	120	80	120	80	120	80	120
	T-N(mg/L)	70	110	70	110	70	110	70	110
	T-P(mg/L)	10	20	10	20	10	20	10	20
汚水等の量(m <sup>3</sup> /日)	14.4	18.72	19.2	24.96	14.4	18.72	19.2	24.96	

別表1-9

種 類	第3号イ 水産動物原料処理 施設(変更前)		第3号イ 水産動物原料処理 施設(変更後)		第3号イ 水産動物原料処理 施設(変更前)		第3号イ 水産動物原料処理 施設(変更後)	
基 数	1		1		1		1	
能 力	魚類2,250kg/日		魚類3,000kg/日		15-20匹		15-20匹	
工事着手予定年月日	既設		既設		既設		既設	
工事完成予定年月日	既設		既設		既設		既設	
使用開始予定年月日	既設		許可後		既設		許可後	
使用時間間隔	06:00-14:00, 18:00-02:00		06:00-14:00, 18:00-02:00		10:00-12:00		08:00-12:00	
1日当たりの使用時間	12時間		16時間		2時間		4時間	
使用の季節的変動	なし		なし		なし		なし	
汚水等の汚染状態	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	pH	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6
	BOD(mg/L)	900	1350	900	1350	900	1350	900
	COD(mg/L)	200	300	200	300	200	300	200
	SS(mg/L)	200	300	200	300	200	300	200
	n-Hex(mg/L)	80	120	80	120	80	120	80
	T-N(mg/L)	70	110	70	110	70	110	70
	T-P(mg/L)	10	20	10	20	10	20	10
汚水等の量(m <sup>3</sup> /日)	7.20	9.36	9.60	12.48	0.72	0.94	1.44	1.87

別表2

種 類 及 び 型 式	硝化液循環活性汚泥処理式 排水処理施設(変更前)	硝化液循環膜分離活性汚泥処理方式 排水処理施設(変更後)
構 造	鉄筋コンクリート製	鉄筋コンクリート製
主 要 寸 法	W13.9m×L21.05m×H8.05m	W13.9m×L21.05m×H5.75m W9.0m×L16.3m×H9.15m
能 力	170m <sup>3</sup> /日	399.4m <sup>3</sup> /日
汚水等の処理方式	硝化液循環活性汚泥処理方式	硝化液循環膜分離活性汚泥処理方式





かつらぎ町	かつらぎ町役場花園支所	平成27年5月13日
	紀北川上農業協同組合志賀グリーン店	〃
	大谷公民館	平成27年5月14日
	かつらぎ体育センター	〃
	紀北川上農業協同組合西総合選果場	平成27年5月15日
	笠田ふるさと交流館	〃
橋本市	学文路地区公民館	平成27年5月19日
	隅田地区公民館	〃
	紀見北地区公民館	平成27年5月20日
	高野口地区公民館	平成27年5月21日
	橋本市民会館	平成27年5月22日
由良町	紀州日高漁業協同組合衣奈支所	平成27年5月28日
	紀州日高漁業協同組合大引支所	〃
	由良町役場	平成27年5月29日
九度山町	九度山町役場	平成27年6月3日
日高町	比井小学校	平成27年6月5日
	紀州農業協同組合選果・集荷場	〃
美浜町	美浜町公民館三尾分館	平成27年6月9日
	美浜町役場	〃
御坊市	紀州農業協同組合名田支店	平成27年6月17日
	塩屋公民館	〃
	紀州農業協同組合野口事業所	〃
	藤田会館	平成27年6月18日
	財部会館	〃
	御坊市役所	平成27年6月19日
印南町	紀州農業協同組合稲原出張所	平成27年6月25日
	紀州農業協同組合真妻事業所	〃
	紀州農業協同組合切目川出張所	〃
	紀州農業協同組合切目集荷場	平成27年6月26日
	印南町公民館	〃
日高川町	紀州農業協同組合寒川事業所	平成27年7月1日
	日高川町役場美山支所	〃
	旧早蘇営業所	平成27年7月2日
	日高川交流センター	〃
	山野小学校	平成27年7月3日



	紀州農業協同組合農産物加工施設	〃
	紀州農業協同組合川辺支店	〃
みなべ町	清川公民館	平成27年7月22日
	高城公民館	〃
	南部公民館岩代分館	平成27年7月23日
	みなべ町中央公民館	〃
	みなべ町役場第1庁舎	平成27年7月24日
上富田町	紀南農業協同組合営農センター	平成27年9月3日
	〃	平成27年9月4日
すさみ町	周参見公民館佐本分館	平成27年9月10日
	江住公民館	〃
	すさみ町総合センター	平成27年9月11日
白浜町	旧白浜漁協椿支所	平成27年9月16日
	白浜町役場安居出張所	〃
	白浜町役場市鹿野出張所	〃
	日置川拠点公民館	平成27年9月17日
	白浜町役場富田事務所	〃
	白浜中央公民館	平成27年9月18日
田辺市	白寿荘	平成27年10月28日
	湯ノ又集会所	〃
	龍神行政局	〃
	大塔総合文化会館	平成27年10月29日
	紀南農業協同組合三川店	〃
	紀南農業協同組合富里店	〃
	近野林業会館	平成27年10月30日
	中辺路行政局	〃
	上芳養農村環境改善センター	平成27年11月4日
	中芳養公民館	〃
	紀南農業協同組合稲成店	〃
	秋津川公民館	平成27年11月5日
	上秋津農村環境改善センター	〃
	秋津地区多目的研修センター	〃
	東原多目的集会所	平成27年11月6日
	三栖コミュニティセンター	〃
	万呂コミュニティセンター	〃

	新庄公民館	平成27年11月11日
	青少年研修センター	〃
	〃	平成27年11月12日
	〃	平成27年11月13日

### 3 所在場所検査

特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第5号までに定めるものについては、平成27年4月24日から平成28年3月31日までの間に、その計量器の所在する場所において実施する。

### 和歌山県告示第278号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、美浜町土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成27年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 和歌山県告示第279号

平成26年12月15日付けで申請のあった美浜町土地改良区の土地改良事業（維持管理）計画の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したので、同法第48条第11項の規定により、この旨を公告する。

平成27年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 和歌山県告示第280号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 実施の目的

- (1) ヨーネ病の発生予防のため
- (2) 伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向を把握するため
- (3) 高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- (4) 低病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- (5) 家きんサルモネラ感染症の発生予防のため
- (6) 馬伝染性貧血の発生予防のため
- (7) 腐そ病の発生予防のため
- (8) 牛流行熱の発生予察のため
- (9) イバラキ病の発生予察のため
- (10) アカバネ病の発生予察のため
- (11) アイノウイルス感染症の発生予察のため
- (12) チュウザン病の発生予察のため

#### 2 実施する区域

- (1) ヨーネ病検査 県内全域
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 県内全域
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域
- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域
- (5) 家きんサルモネラ感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (6) 馬伝染性貧血検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (7) 腐そ病検査 県内全域
- (8) 牛流行熱検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (9) イバラキ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (10) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (11) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (12) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域

### 3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

- (1) ヨーネ病検査 牛（繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛に限る。）
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 牛海綿状脳症特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛の死体（同条第2項ただし書に該当する場合を除く。）及び月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 家きん
- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 家きん
- (5) 家きんサルモネラ感染症検査 鶏（種鶏について、おおむね飼養羽数の10%、最小100羽）
- (6) 馬伝染性貧血検査 馬
- (7) 腐そ病検査 蜜蜂
- (8) 牛流行熱検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (9) イバラキ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (10) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (11) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (12) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛

### 4 実施の期日

- (1) ヨーネ病検査 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (5) 家きんサルモネラ感染症検査 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (6) 馬伝染性貧血検査 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (7) 腐そ病検査 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (8) 牛流行熱検査 原則として平成27年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (9) イバラキ病検査 原則として平成27年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (10) アカバネ病検査 原則として平成27年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (11) アイノウイルス感染症検査 原則として平成27年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (12) チュウザン病検査 原則として平成27年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬

### 5 検査の方法

- (1) ヨーネ病検査 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に規定する方法
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項に規定する方法
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査（エライザ検査）その他必要な検査

- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査（エライザ検査）その他必要な検査
- (5) 家きんサルモネラ感染症検査 血清反応（平板急速凝集反応）
- (6) 馬伝染性貧血検査 家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項に規定する方法
- (7) 腐そ病検査 臨床検査及び細菌検査
- (8) 牛流行熱検査 臨床検査及び血清学的検査
- (9) イバラキ病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (10) アカバネ病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (11) アイノウイルス感染症検査 臨床検査及び血清学的検査
- (12) チュウザン病検査 臨床検査及び血清学的検査

#### 和歌山県告示第281号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の注射を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項において準用する同法第5条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 実施の目的

- (1) 牛伝染性鼻気管炎の発生予防のため
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病の発生予防のため
- (3) アカバネ病の発生予防のため
- (4) チュウザン病の発生予防のため
- (5) アイノウイルス感染症の発生予防のため
- (6) 豚丹毒の発生予防のため
- (7) 流行性脳炎の発生予防のため
- (8) 炭その発生予防のため

#### 2 実施する区域

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 県内全域
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 県内全域
- (3) アカバネ病予防注射 県内全域
- (4) チュウザン病予防注射 県内全域
- (5) アイノウイルス感染症予防注射 県内全域
- (6) 豚丹毒予防注射 県内全域
- (7) 流行性脳炎予防注射 県内全域
- (8) 炭そ予防注射 紀北家畜保健衛生所の管轄区域で家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域

#### 3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 牛
- (3) アカバネ病予防注射 牛
- (4) チュウザン病予防注射 牛
- (5) アイノウイルス感染症予防注射 牛
- (6) 豚丹毒予防注射 豚
- (7) 流行性脳炎予防注射 豚（繁殖豚に限る。）
- (8) 炭そ予防注射 牛

#### 4 実施の期日

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

#### 5 注射の方法

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛伝染性鼻気管炎等予防液を筋肉内に注射する。
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 牛ウイルス性下痢・粘膜病等予防液を筋肉内に注射する。
- (3) アカバネ病予防注射 アカバネ病等予防液を筋肉内に注射する。
- (4) チュウザン病予防注射 チュウザン病等予防液を筋肉内に注射する。
- (5) アイノウイルス感染症予防注射 アイノウイルス感染症等予防液を筋肉内に注射する。
- (6) 豚丹毒予防注射 豚丹毒予防液を皮下に注射する。
- (7) 流行性脳炎予防注射 次の区分により豚流行性脳炎予防液を皮下に注射する。
  - ア 経産豚 1回
  - イ 未経産豚 3週間から4週間までの間隔で2回
- (8) 炭そ予防注射 炭そ予防液（無胸膜弱毒株）を皮下注射する。

#### 和歌山県告示第282号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市鮎川字小川3541（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第283号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第284号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成27年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量及び「国土広域情報」修正測量
- 2 作業期間 平成27年4月1日から平成28年3月27日まで
- 3 作業地域 和歌山県全域

#### 和歌山県告示第285号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき近畿地方整備局紀南河川国道事務所長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成27年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成26年6月13日から平成27年2月26日まで
- 3 作業地域 和歌山県新宮市から御坊市までにおける国道42号

#### 和歌山県告示第286号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成27年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2 作業期間 平成26年8月1日から平成27年2月27日まで
- 3 作業地域 和歌山県橋本市、御坊市、有田郡有田川町、日高郡印南町及び東牟婁郡古座川町

#### 和歌山県告示第287号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
  - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流及び急傾斜地の崩壊
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
下谷上川（4-365-1-024）、下谷川（4-365-1-025）、下谷北川（4-365-1-026）、中谷川（4-365-1-027）、赤花谷川（4-365-1-028）、三田南谷川（4-365-1-032-1）、三田南谷川（4-365-1-032-2）、下谷下川（4-365-1-033）、中谷北川（4-365-2-020）、神谷川（4-365-2-021）、鳥屋谷川（4-365-2-067）、下鳥屋谷川（4-365-2-068）、大谷川（4-363-1-005）、大谷下川（4-363-2-002）、久野原西

谷川(4-365-1-036)、久野原谷川(4-365-1-037)、小田下谷川(4-365-1-038)、久野原上谷川(4-365-1-039)、久野原東谷川(4-365-1-040)、山谷川(4-365-1-046)、下杉谷川(4-365-1-047)、飛谷川(4-365-1-048)、葛籠南谷川(4-365-2-059)、三田大深(2)(I-3780)、三田志防谷(2)(I-3781)、三田志防谷(3)(I-3782)、大垣内(I-853)、三田流田(II-3466)、三田中尾(4)(II-3467)、三田中尾(5)(II-3468)、三田中尾(6)(II-3469)、三田中尾(7)(II-3470)、三田谷田(II-3471)、三田大垣内(II-3472)、下谷(II-3473)、三田若宮(II-3474)、三田志防谷(1)(II-3475)、三田大深(1)(II-3476)、若宮(2)(II-3477)、三田大石(II-3478)、三田赤花(1)(II-3479)、三田赤花(2)(II-3480)、若宮(1)(II-3481)、三田沢田(2)(II-3671)、三田中尾(1)(III-1647)、三田中尾(2)(III-1648)、三田中尾(3)(III-1649)、三田沢田(1)(III-1650)、大谷(I-3744)、大谷(2)(I-40014)、大谷(3)(II-40057)、大谷(4)(II-40058)、大谷(5)(II-40059)、大谷下新田(II-3194)、大谷(6)(III-40004)、西番(I-877)、東番(I-878)、的場(I-879)、茗荷(1)(I-880)、茗荷(2)(I-881)、久野原七谷(1)(II-3525)、久野原七谷(2)(II-3526)、久野原御社(II-3527)、久野原砂子(II-3528)、砂子(II-3529)、久野原大林(II-3530)、久野原掛橋(1)(II-3531)、久野原内芝(III-1657)、久野原掛橋(III-1658)、久野原1(II-40069)、久野原2(II-40070)、久野原3(II-40071)、久野原4(II-40072)、三田1(II-40073)、三田2(II-40074)、三田3(II-40075)、三田4(II-40076)、三田5(II-40077)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

小田谷川(4-365-2-033)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示288号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、和歌山県河川砂防情報システム改良業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成27年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

## (1) 業務の名称

和歌山県河川砂防情報システム改良業務

## (2) 契約期間

契約締結日から平成27年12月31日まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと及び排除された者を代理人、支配人その他の使用人として使用していない者であること。

(3) 和歌山県役務の提供等の契約に関する入札参加資格停止要領（平成21年制定）に基づく入札参加資格の停止を受けている者でないこと。

(4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

(5) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(8) 過去10年間に於いて地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行した者であること。

(9) 4に掲げる入札参加資格審査及び入札説明会に参加する者であること。

(10) 和歌山県が示す仕様を満足する作業実施計画書を提出した者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあつては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

カ 発行後3か月を経過していない印鑑証明書

キ 直近の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

ク 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県（和歌山県税が課税されていない者で、県外に主たる営業所を有する者にあつては、



主たる営業所の所在地のある都道府県）が課する都道府県税全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）

ケ 使用印鑑届

コ 誓約書

サ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

シ 作業実施計画書

ス コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）6情報処理（小分類）1システム調査・分析」及び「（大分類）6情報処理（小分類）2システム開発・改良・運用・保守」に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって（1）のイからケまでの書類の提出に代えることができる。

(3) (1) のアからエまで、ケ及びシに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成27年3月20日（金）から同年4月10日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札参加資格審査及び入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成27年4月7日（火）午後5時30分までに和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

#### 4 入札参加資格審査及び入札説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階 会議室1-B

##### (2) 日時

平成27年3月30日（月）午後2時から

#### 5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成27年3月31日（火）から同年4月10日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、6に掲げる場所で持参又は郵送で受け付ける。

なお、郵送による場合は、必ず簡易書留とすること。

#### 6 資格審査書類の配布場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館8階

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3171

ファクシミリ番号 073-441-3173

電子メールアドレス e0806001@pref.wakayama.lg.jp

#### 7 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

#### 8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成27年4月17日（金）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

#### 9 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対して、その理由について説明を求めることができる。

- (2) (1)の説明は、平成27年4月22日（水）午後5時30分までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成27年4月27日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

### 和歌山県告示第289号

平成15年和歌山県告示第428号（指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称及び事務取扱店舗等）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

3 収納代理金融機関の表中「及び地方税法」を「、地方税法」に改め、「平成20年」の次に「和歌山県」を、「払い込まれた寄附金の収納」の次に「並びに和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）第17条に規定する家賃及び同条例第53条において読み替えて準用する同条例第17条に規定する駐車場の使用料並びに和歌山県修学奨励金貸与条例（平成14年和歌山県条例第37号）第9条第1項に規定する奨学金及び同条第2項に規定する進学助成金の返還金のうち、自動払込による収納」を加える。

### 選挙管理委員会告示

#### 和歌山県選挙管理委員会告示第28号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定による平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書について、訂正の届出があったので、同法第192条第1項の規定に基づき、平成27年和歌山県選挙管理委員会告示第26号（衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨）を次のとおり訂正し、公表する。

平成27年3月20日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

平成27年和歌山県選挙管理委員会告示第26号における収支報告書の要旨のうち、和歌山県第2区候補者石田真敏の第1回報告分の支出の欄中

「人件費	992,000円」	を「広告費	3,047,650円」に、
「今回計	5,290,245円」	を「今回計	7,345,895円」に、
「総計	5,290,245円」	を「総計	7,345,895円」に訂正し、

第2回報告分の支出の欄中

「前回計	5,290,245円	を「前回計	7,345,895円	に訂正する。
総計	8,356,329円」	を	総計	10,411,979円」

### 公 告

#### 入札公告

平成27年度及び平成28年度県庁舎（本館）電力調達（長期継続契約）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成27年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 調達業務の名称及び数量

平成27年度及び平成28年度県庁舎（本館）電力調達

予定調達電力量 1,791,435kWh

## (3) 調達業務の仕様書等

仕様書による。

## (4) 調達場所

和歌山県庁舎（本館、北別館及び東別館）

和歌山市小松原通一丁目1番地

## (5) 契約期間

平成27年7月1日から平成28年6月30日まで（平成27年7月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年を満了する日まで）の1年間とする。

ただし、本契約は自治法令第167条の17に規定する長期継続契約であるので、上記契約期間中であっても平成28年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は契約を解除することがある。

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成27年和歌山県告示第273号に規定する平成27年度及び平成28年度県庁舎（本館）電力調達並びに平成27年度及び平成28年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

和歌山県総務部総務管理局管財課

和歌山市小松原通一丁目1番地

## (2) 期間

平成27年3月20日（金）から同年4月3日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

## 4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

## (1) 場所

3の（1）に同じ。

## (2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、平成27年3月20日（金）から同月27日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間において、和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3)の質問に対する回答は、平成27年4月3日（金）午後5時までにファクシミリ又は電話により行うものとする。

その他質問の方法等については、入札説明書のとおりとする。

## 5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階 会議室3-A

## イ 入札日時

平成27年5月15日（金）午前10時から

- ウ 開札場所  
アに同じ。
- エ 開札日時  
イに同じ。

- (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の競争入札参加資格結果通知書又はその写しを持参することとする。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成27年5月14日（木）午後3時まで和歌山県総務部総務管理局管財課に必着するように行わなければならない。

#### 6 入札の方法に関する事項

- (1) 入札は、所定の入札書に必要事項を記入して行うこと。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、11の（5）による再度の入札にあっては、この限りでないこと。
- (4) 入札の際には、競争入札参加資格結果通知書を提示し、又はその写しを提出すること。
- (5) その他入札方法の細目については、入札説明書のとおりとする。

#### 7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

#### 8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていなかった者のした入札は、無効とする。

#### 10 入札の延期等

- (1) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。
- (2) 入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

#### 11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない和歌山県総

務部総務管理局管財課の職員（以下「職員」という。）を立ち合わせるものとする。

- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5（1）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。
- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部総務管理局管財課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2208

ファクシミリ番号 073-441-2248

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased :

Electricity about 1,791,435kwh to use at the Wakayama Prefecture Government Buildings  
(Honkan)

- (2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 15 May 2015

- (3) Contact point for the notice :

Property Management Division, Department of General Affairs, Wakayama Prefectural  
Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2208

FAX 073-441-2248

---

## 入札公告

平成27年度及び平成28年度県庁舎（南別館）電力調達（長期継続契約）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成27年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達業務の名称及び数量

平成27年度及び平成28年度県庁舎（南別館）電力調達

予定調達電力量 2,911,327kWh

(3) 調達業務の仕様書等

仕様書による。

(4) 調達場所

和歌山県庁舎（南別館）

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

(5) 契約期間

平成27年7月1日から平成28年6月30日まで（平成27年7月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年を満了する日まで）の1年間とする。

ただし、本契約は自治法令第167条の17に規定する長期継続契約であるので、上記契約期間中であっても平成28年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成27年和歌山県告示第273号に規定する平成27年度及び平成28年度県庁舎（本館）電力調達並びに平成27年度及び平成28年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県総務部総務管理局管財課

和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 期間

平成27年3月20日（金）から同年4月3日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、平成27年3月20日（金）から同月27日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間において、和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3)の質問に対する回答は、平成27年4月3日（金）午後5時までにファクシミリ又は電話により行うものとする。

その他質問の方法等については、入札説明書のとおりとする。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階 会議室3-A

イ 入札日時

平成27年5月15日（金）午前11時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の競争入札参加資格結果通知書又はその写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成27年5月14日（木）午後3時まで和歌山県総務部総務管理局管財課に必着するように行わなければならない。

6 入札の方法に関する事項

(1) 入札は、所定の入札書に必要事項を記入して行うこと。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、11の(5)による再度の入札にあっては、この限りでないこと。

(4) 入札の際には、競争入札参加資格結果通知書を提示し、又はその写しを提出すること。

(5) その他入札方法の細目については、入札説明書のとおりとする。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていなかった者のした入札は、無効とする。

10 入札の延期等

(1) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。

(2) 入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認

めたときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

#### 11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局管財課の職員（以下「職員」という。）を立ち合わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5（1）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。
- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

#### 12 契約書の要否

要

#### 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

##### ア 名称

和歌山県総務部総務管理局管財課

##### イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2208

ファクシミリ番号 073-441-2248

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

#### 15 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased :  
Electricity about 2,911,327kwh to use at the Wakayama Prefecture Government Buildings  
(Minami-bekkan)
- (2) Time limit for tender :  
11:00 a.m. 15 May 2015
- (3) Contact point for the notice :  
Property Management Division, Department of General Affairs, Wakayama Prefectural  
Government,  
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan  
TEL 073-441-2208  
FAX 073-441-2248



## 入札公告

和歌山県河川砂防情報システム改良業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成27年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度  
平成27年度
- (2) 業務の名称  
和歌山県河川砂防情報システム改良業務
- (3) 業務内容  
仕様書のとおり
- (4) 業務期間  
契約締結日から平成27年12月31日（木）まで
- (5) 予定価格（税込）  
220,168,476円
- (6) 最低制限価格（事後公表）  
有

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

平成27年和歌山県告示第288号に規定する和歌山県河川砂防情報システム改良業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館8階  
和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課
- (2) 期間  
平成27年3月20日（金）から同年4月10日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時30分まで

## 4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

- (1) 場所  
3の（1）に同じ。
- (2) 期間  
3の（2）に同じ。
- (3) （1）及び（2）の規定により交付する入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、5に掲げる入札参加資格審査及び入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成27年4月7日（火）午後5時30分までに和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

## 5 入札参加資格審査及び入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階 会議室1-B

(2) 日時

平成27年3月30日（月）午後2時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階 会議室1-B

イ 入札日時

平成27年4月28日（火）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成27年4月28日（火）午前9時30分までに和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から受任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることがで

きるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの項に該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課・砂防課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

#### 12 契約書の要否

要

#### 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3171

ファクシミリ番号 073-441-3173

電子メールアドレス e0806001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

#### 15 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

System design / development, System operation / Wakayama Prefectural Information System

for River, Erosion and Sediment Control

(2) Date and time for tender :

11:00 a.m. 28 April 2015 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 28 April 2015)

(3) Contact point for the notice :

Erosion and Sediment Control Division, Wakayama Prefectural Government

1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City, 640-8585 Japan

TEL 073-441-3171

FAX 073-441-3173

e-mail e0806001@pref.wakayama.lg.jp